

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第2号

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）
の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の項中「特別支援学校」の次に「，高等学校及び中等教育学校」を加え，同項職員の欄中「職員」の次に「（特別支援学校に勤務する職員に限る。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に定める特別の教育課程による指導に直接従事することを本務とする職員」を加える。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。